

ディスアビリティハラスメントに関する事例研究

—発達障がいと呼ばれる特性を持つある当事者が学校勤務期に遭ったハラスメントの考察—

Case study of Disability-Related Harassment

-Consideration of Disability-Related Harassment that “A Person Concerned having Attractive Ability which is named Developmental Disability” encountered for the duty period as the school teacher-

○平沢 直樹 A氏（話題提供）

HIRASAWA Naoki Mr. A (Suggest a Topic)

Key words: ディスアビリティハラスメント, 発達障がい(発達障害)(発達障害), 合理的配慮

目 的

障がいの様子が見えにくい発達障がいの場合は、周囲の人から何らかのハラスメントや差別感を受け、改善を求めたとしても、障がいに起因した誤認知や被害妄想と見なされてしまい、受け流されたり、認知行動療法等による治療・療育の対象として扱われたりしやすい。

これまで、社会性・コミュニケーション・想像性等の障がいに起因した「個人の発達課題」として支援者等に捉えられてきた諸事例に対し、ディスアビリティハラスメント（以下、「ディスハラ」とする）に関する調査研究不足に起因した「学校や社会の環境課題」としての側面から捉え直すことを試みる当事者研究を行うことにより、当事者の人間の尊厳を重視した基礎的環境整備の推進に向けて、一つの示唆を与えたい。

方 法

当事者が自らの専門的知識を深め、自らの経験や実践等を分析し目的へと迫る当事者研究の手法を援用する。その際必要とされる個人情報保護のための合理的配慮は、当事者の意向を第一に尊重し行う。

対 象

教育と発達支援に一定の専門知や経験を持つA氏が、学校勤務期に一当事者として経験したこと、感じ・考えたこと（ディスハラ感・観）、実践したこと（被害の訴え）。

主発表者とA氏は、大学院在籍時の同窓生関係にある。主発表者はA氏から、本事例研究に関する協働研究及び学会大会当日の口頭発表の依頼を受け、それを承諾した。

結 果

A氏が学校で経験したディスハラ被害の実情は、以下の4タイプに類型化することができた。

類型① A氏の人格を一方向的に否定する発言や、「障がい者である」と自白するよう強迫されたことにより生じたもの。（直接的なもの、かつ「人格否定」因子が見られるもの。）

類型② 「既存の研修方法や習慣がA氏に不利益を与えている現状」の改善に向けた合理的配慮の要望に対し、差別的な理由で不提供判断が下されたことにより生じたもの。（直接的なもの、かつ「不当強要」因子が見られるもの。）

類型③ 発達障がいと呼ばれる特性を持つ児童の人格を

否定的に評価する指導等を目の当たりにして生じたもの。（間接的なもの、かつ「人格否定」因子が見られるもの。）

類型④ 発達障がいと呼ばれる特性を持つ児童に対し不利益を与えうる授業を目の当たりにして生じたもの。（間接的なもの、かつ「不当強要」因子が見られるもの。）

本報告では、類型①に分類される一事例を取りあげる。

【某小学校長との「モラル・マナー指導」をめぐる問題】

● 「自分の好きなことや得意なことばかりを（笑顔で意欲的に）話し、それ以外のことになると（無愛想で消極的な態度に転じるのが）話し合いに非参加的で気に障る」など。

【行動問題とされた態度の背景にあるA氏の内的事実】

● ワーキングメモリの容量に課題があるため、「見る」「聞く」「反応する（声の強弱、表情の表出、ペーシング等）」「理解する」「考えをまとめる」「発信する」などのタスクを同時処理することに困難を伴う。

● 視覚情報（対面する人の「顔」や「姿」を含む）の制限なしには、情報処理能力の大幅な低下が生じかねない。

● 聴覚情報（「周りの職員の世間話」や「他学年の学年会議」などの話し声を含む）の制限なしには、情報処理能力の大幅な低下が生じかねない。

● 特定の意思伝達様式の下では、新たな情報を理解する際に、ワーキングメモリの容量の多くを割く必要が生じる。

● 一方、ある程度理解している情報を活用することに関しては、高い情報処理能力を持つ。その際は、ワーキングメモリの容量をほとんど割くことはない。

考察(トピック)

- 差別的な「モラル・マナー指導」の見直しを図る必要。
- 「見えにくい」ディスハラ被害を「見える化」する必要。
- ディスハラをセクハラに置き換えて考えてみる必要。
- 第三者機関の構成員として、「当事者研究者・当事者団体等」が明記されていく必要。
- 学校特有のセカンドハラスメントに着目を促す必要。
- 不適応の原因として、ディスハラ被害に起因したものであるという仮説を立て、検討される事例研究への期待。

参 考 文 献

中西正司・上野千鶴子（2003）『当事者主権』，p2-3。
障害者権利条約（2013 公定訳，2014 批准）．ほか